

2022年度実施 明石市臨時職員 採用試験案内

2023年4月から公立保育所、幼稚園、認定こども園で働く臨時職員を募集します！

【 臨時保育教育職 】

(保育士・幼稚園教諭・保育教諭)

【 臨時養護教諭 】

(幼稚園勤務)



- ☆ 以前、保育所、幼稚園、認定こども園で勤務されていた方、大歓迎!!
- ☆ お子さんの保育所入所の優遇制度あり!
- ☆ 退職手当の支給あり!!(6か月超勤務時)
- ☆ ボーナス、昇給制度あり♪
- ☆ 子育て、介護に関する休暇制度が充実しています♪

試験日	2022年11月26日(土)、27日(日) (いずれかの日を選択できます)
試験会場	明石市役所
受付期間	2022年9月15日(木)～2022年11月10日(木) ※期間内に郵送にてお申込みください

1 募集内容

職 種	採用予定人数	受験資格
①臨時保育教育職 (臨時保育士) (臨時幼稚園教諭) (臨時保育教諭)	60人程度	(共通事項) ・1958年(昭和33年)4月2日以後に生まれた方 (職種別必要資格) ①臨時保育教育職 次のアまたはイのいずれかに該当する方 ア 保育士の資格を有する方、または2023年3月31日までに取得見込みの方 イ 幼稚園教諭免許状(2023年4月1日時点で有効なもの)を有する方、または2023年3月31日までに取得見込みの方
②臨時養護教諭	5人程度	②臨時養護教諭 養護教諭免許状(2023年4月1日時点で有効なもの)を有する方、または2023年3月31日までに取得見込みの方

<注1>性別・国籍は問いません。

<注2>配属先：①市内の公立保育所、幼稚園、認定こども園 ②市内の公立幼稚園

2 任用期間

「会計年度任用職員」として採用し、2023年4月1日から2026年3月31日まで(最長3年間)の任用期間とします。

ただし、1年ごとの勤務成績によって任用を更新します。

また、任期最終年に再度試験が実施され、受験し合格した場合、引き続き勤務することが可能です。

なお、任期中に65歳に達する者にあつては、65歳となる年度末までを任用期限とします。

採用後1月間は、地方公務員法第22条の規定に基づき条件付採用とし、その間職務を良好な成績で遂行した時に、正式採用とします。なお、再度の任用の都度、同様の取り扱いとなります。

人事異動等により、任期内に配属先が変わる可能性もあります。

3 試験合格から採用まで

合格基準を満たした者を、採用候補者名簿(有効期限、2024年3月31日まで)に成績上位順に登載し、上位の者から順次、採用します。

4月1日付の採用予定者は、2023年3月上旬に健康診断を行い、勤務に支障がないと認められたときは、採用となります。

4 試験内容等

内 容	試 験 日	場 所
個人面接	11月26日(土)、27日(日) (いずれか選択)	明石市役所
作文試験 (保育または幼児教育に関すること)	申込書類と一緒に提出	—

<注3>新型コロナウイルス感染症の拡大状況等により試験日及び試験内容を変更する場合があります。

<注4>集合時刻等、試験日の詳細については、申込完了後に郵送でお知らせします。

5 試験結果発表

発表時期	発表方法
12月中旬	合格者に対してのみ、文書で通知します。また、合格者の受験番号を明石市のホームページに掲載します。

6 勤務条件、給与等



2022年2月から国の経済対策による処遇改善を行いました！

◆給与（2022年4月1日現在）

職種	給料月額（地域手当含む）	年収（年2回の賞与含む）
① 臨時保育教育職	218,678円	約334万円
② 臨時養護教諭		

※ 上記年収は、賞与が満額支給された場合の金額となります。賞与は臨時保育教育職または臨時養護教諭としての在職期間に応じて支給されるため、新規採用1年目の年収は上記金額よりも少なくなります。

※ 上記の他、時間外・休日勤務手当、通勤手当等を支給します。

※ 6月を超えて勤務した場合、退職時に退職手当を支給します。

※ 上記金額については、給与改定等を受けて変更されることがあります。

※ 1年ごとの任期更新時に昇給します。

◆勤務時間・休暇（2022年4月1日現在）

勤務時間	1日7時間45分×週5日（週38時間45分勤務）
週休日	（保育所・認定こども園）日曜日及び月曜日から土曜日のうち別途指定する1日 （幼稚園）土曜日及び日曜日
休日	祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
休暇	年次有給休暇20日（採用日により異なります）、夏季休暇、忌引休暇、結婚休暇 【子育て関係】子の看護休暇、育児時間、育児休業 【介護関係】短期介護休暇、介護休暇、介護時間 など



休暇制度は、正規職員と同程度の水準です！

◆健康保険等

健康保険、厚生年金に加入します。

新たに採用された方は、採用から6月間は雇用保険に加入します。



◆保育所への子の優先入所

保育所、認定こども園、幼稚園で保育士、保育教諭または幼稚園教諭として勤務（内定）している方のお子さんは、希望施設に空きがあれば、明石市の保育所入所選考で優先されます。



7 申込手続

申込書類	<p>(1) 明石市職員採用試験申込書①、②（臨時保育教育職・臨時養護教諭）[本市所定の様式]</p> <p>(2) 受験番号通知票 [本市所定の様式]</p> <p>(3) 作文試験解答用紙 [本市所定の様式]</p> <p>(4) <u>ア 臨時保育教育職申込者</u> 保育士資格及び幼稚園教諭免許状の写し、又は同資格（免許）取得見込証明書 ※幼稚園教諭免許状は、2023年4月1日時点で有効なものを提出してください。</p> <p><u>イ 臨時養護教諭申込者</u> 養護教諭免許状の写し、又は同免許取得見込証明書 ※養護教諭免許状は、2023年4月1日時点で有効なものを提出してください。</p> <p>(5) 返信用封筒（長3サイズ（12cm×23.5cm）に返信先住所・宛名を明記し、84円切手を1枚貼り付けてください。）</p>
------	---

※ 外国籍の方は、上記のほかに特別永住者証明書、在留カード、在留資格が記載されている住民票の写しのうち、いずれかの写しを提出してください。

※ 現在、本市の臨時保育教育職として勤務している方については、申込書類(4)の保育士資格の写しは提出不要としますが、幼稚園教諭免許状の写しは提出してください。

申込受付	方法	<p>上記の申込書類を、受付期間内に郵送してください。</p> <p>※ 封筒の表に「職員採用試験申込書在中」と朱書きしてください。</p> <p>※ <u>窓口持参での受付は行いません。</u></p>
	郵送先	〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 明石市総務局職員室職員担当
	受付期間	<p>2022年9月15日（木）から2022年11月10日（木）まで <u>(必着)</u></p> <p>※ 2022年11月11日（金）以降に到着したものについては、いかなる理由があっても受付できませんので、余裕を持って発送を行うようにしてください。</p> <p>※ 受付終了後、受験番号通知票及び試験日程等を送付します。<u>試験日の7日前までに受験番号通知票等が到着しない場合は、下記まで連絡してください。</u></p>

※ 受験者には、申込完了後に別途、兵庫県電子申請共同運営システムから基本情報等を入力していただきます。（入力に必要なインターネット環境が無い方は、下記へご連絡ください。）

※ 入力方法等の詳細については、説明文書を受験番号通知票に同封して郵送しますので、必ず確認してください。

申込み・問合せ先



H P : <https://www.city.akashi.lg.jp/>

M a i l : jinji@city.akashi.lg.jp

T e l : 078-918-5006(直通)

F a x : 078-918-5145

〒 673-8686 明石市中崎1丁目5番1号

明石市総務局職員室（職員担当）

